

和光市地域こども家庭センター・和光市地域子育て支援拠点事業運営業務 委託事業者公募型プロポーザル実施要項

【目次】

第 1 公募概要

1 委託事業名	3
2 事業の背景・目的	3
3 公募する事業と対応圏域	5
4 事業内容	6
(1) 地域こども家庭センターの運営業務	
(2) 地域子育て支援拠点事業の運営業務	
5 契約期間	7
6 職員の配置	7
(1) 地域こども家庭センターの運営	
(2) 地域子育て支援拠点事業の運営	
7 見積（予算）基準額	7

第 2 公募スケジュール等

1 プロポーザルスケジュール	8
2 公募要項の配布	8
3 北エリア・南エリア施設見学会	8
4 質問の受付及び回答	9
(1) 提出方法	
(2) 提出先	
(3) 質問受付期間	
(4) 回答	

第 3 応募申請に関する事項

1 応募要件	9
2 応募申請の受付	10
(1) 受付期間	
(2) 受付場所	
(3) 提出方法	
(4) 応募申請に関する提出書類	
3 企画提案書等の受付	11
(1) 受付期間	
(2) 受付場所	
(3) 提出方法	
(4) 企画提案に関する提出書類	
4 応募申請及び企画提案に関する共通事項	12
(1) 書類の提出部数	
(2) 提出書類の綴り方	
(3) 提出された書類等の取扱い	

第4 審査及び選定に関する事項

- 1 選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
 - (1) 第一次審査（書類審査）
 - (2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）
- 2 応募事業者の失格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 3 選定の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
- 4 選定結果の通知及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

第5 委託契約に関する事項

第6 その他

- 1 業務を実施するにあたっての留意事項・・・・・・・・ 1 3
 - (1) 関係法令等の遵守
 - (2) 業務の再委託の禁止
- 2 委託業務が困難になった場合の措置・・・・・・・・ 1 4
 - (1) 委託事業者の責めに帰すことができない事由による場合
 - (2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合
- 3 予算が成立しなかった場合の措置・・・・・・・・・・ 1 4
- 4 業務の引継ぎ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 5 職員の雇用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 6 問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5

第 1 公募概要

1 委託業務名

- ・和光市地域こども家庭センター運営業務
- ・和光市地域子育て支援拠点事業運営業務

2 事業の背景・目的

本市は、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える「わこう版ネウボラ」を推進してきました。平成26年からは、利用者支援機能と地域子育て支援拠点機能を併せ持つ「子育て世代包括支援センター」を設置し、身近な場所での相談支援を継続しています。設置から10年以上を経た現在も、当センターは妊娠・出産・子育てに関する市民の身近な相談先として機能しています。

令和4年の児童福祉法改正により、母子保健と児童福祉の一体的な組織による「こども家庭センター」の設置が努力義務化され、本市の取組と方向性を同じくする制度整備が進みました。一方、この10年間で保育基盤は整備が進んだものの、少子高齢化の進行により子どもの人口は減少し、核家族化に伴う孤立、経済的困難、いじめ、配慮を要する子どもへの支援など、子育てニーズは多様化・複雑化しています。

本市では、令和7年度からの「和光市こども計画」において、基本理念に「こどもが幸せを感じ、地域みんなで幸せを実感できる『こどもまんなか』和光」を掲げ、こども・子育て家庭のウェルビーイングの向上をめざしています。

こうした状況を踏まえ、現行の子育て世代包括支援センターを「地域こども家庭センター」へ移行し、市民の様々なニーズに的確に対応するとともに、こどもの健やかな育ちを支えるため、地域に根差した「地域こども家庭センター」及び「地域子育て支援拠点」の運営を担う事業者を公募します。

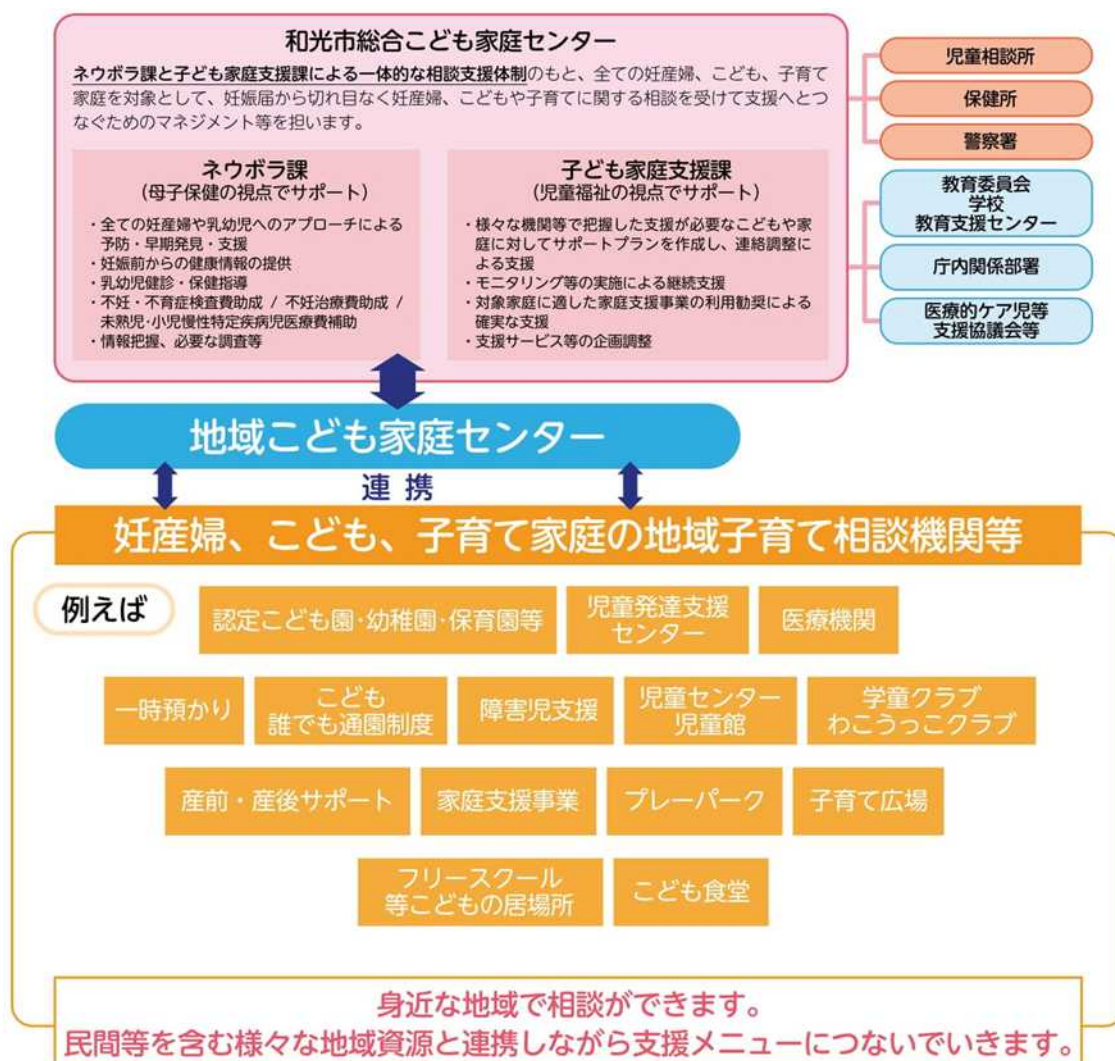
＜和光市地域こども家庭センターの基本的な考え方＞

こどもの権利を保障し、地域みんなで切れ目なくこどもと子育て家庭を支える

「地域こども家庭センター」

地域こども家庭センターは、こどもと子育て家庭の地域の身近な相談機関です。地域にある多様な社会資源と連携し、こどもと子育て家庭を支えています。また、こどもや子育て家庭が幸せになることで、地域に住む皆のウェルビーイングを目指します。

【参考】地域こども家庭センターイメージ（和光市こども計画17ページ）



3 公募する事業と対応圏域

和光市こども計画では、準中学校区を単位とする「教育・保育提供区域」として「北エリア・中央エリア・南エリア」の3圏域を設定しています。本公募でも概ね当該圏域を基本としつつ、未就学児童の人口動態に基づき圏域を設定します。

募集する事業は以下の2類型です。

○A類型

地域こども家庭センター（利用者支援機能）と地域子育て支援拠点事業の一体的運営

○B類型

地域子育て支援拠点事業の運営（単独）

各圏域の対象住所及び募集内容は、下記の表「圏域別募集事業」のとおり

【圏域別募集事業】

圏域（※5）	圏域対象住所	募集する事業類型	実施場所
北エリア	下新倉2～6丁目、白子3丁目及び4丁目、新倉3～8丁目	【A類型】地域こども家庭センターと地域子育て支援拠点事業の一体的運営1か所	現在の和光市北子育て世代包括支援センター（※1）で事業を実施すること
中央エリア	本町、中央、丸山台、西大和団地、下新倉1丁目、新倉1丁目及び2丁目	【A類型】地域こども家庭センターと地域子育て支援拠点事業の一体的運営1か所 【B類型】地域子育て支援拠点事業の運営（単独）2か所（※3）	圏域対象住所内に場所を設定してください。また応募申請時にその場所を提示下さい。（※4）
南エリア	南、諏訪原団地、諏訪、白子1丁目及び2丁目、広沢	【A類型】地域こども家庭センターと地域子育て支援拠点事業の一体的運営1か所	現在の和光市南子育て世代包括支援センター（※2）で事業を実施すること

※1 和光市北子育て世代包括支援センター（和光市しらこ保育園3階）

〒351-0101 和光市白子3-29-10

※2 和光市南子育て世代包括支援センター（和光市みなみ保育園2階）

〒351-0104 和光市南2-3-3

※3 B類型は中央エリアに限り募集を行います。

※4 A類型、B類型ともに新たな場所を設定する場合、開設にかかる費用の補助はありません。

※5 利用者について、地域こども家庭センター（利用者支援機能）は圏域ごと

に対象住所を定めていますが、地域子育て支援拠点事業についてはそのような区域の制限はありません。ただし、※3のとおり実施場所を設定しています。

【参考】各圏域における未就学児人口（令和7年4月1日現在）

圏域	圏域対象住所	未就学人口
北エリア	下新倉2～6丁目 白子3丁目及び4丁目、新倉3～8丁目	1,148人
中央エリア	本町、中央、丸山台、西大和団地 下新倉1丁目、新倉1丁目、及び2丁目	1,554人
南エリア	南、諏訪原団地、諏訪、 白子1丁目及び2丁目、広沢	1,060人

4 事業内容

事業内容は、次のとおりとし、具体的には各事業の仕様書に記載

(1) 地域こども家庭センター（利用者支援機能）の事業運営業務

地域こども家庭センターは「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支虐第147号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）に基づき以下の業務を行うものとする。

ア 地域のすべての妊産婦・こども・子育て家庭に対する支援業務

- (ア) 状況・実情の把握
- (イ) 母子保健・児童福祉に係る情報の提供
- (ウ) 相談等の対応、必要な連絡調整
- (エ) 市が委託する母子保健事業

イ 支援が必要な妊産婦やこども・子育て家庭への支援業務

- (ア) 相談、通告等の受付等
- (イ) 支援対象者（妊産婦・保護者・こども）との関係構築
- (ウ) 合同ケース会議の開催
- (エ) サポートプランの作成、評価、更新等
- (オ) サポートプランに基づく支援等

ウ 地域における体制づくり

- (ア) 地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握
- (イ) 新たな担い手の発掘・養成・地域資源の開拓
- (ウ) 関係機関との連携強化

(2) 地域子育て支援拠点事業の運営業務

地域子育て支援拠点事業実施要綱（こ成環第106号令和7年4月1日）に基づき以下の業務を行うものとする。

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

※ A 類型に応募申請する場合

【別紙 1】「和光市地域こども家庭センター・和光市地域子育て支援拠点事業運営業務仕様書」を参照のこと

※ B 類型に応募申請する場合

【別紙 2】「和光市地域子育て支援拠点事業運営業務仕様書」を参照のこと

5 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日の 3 年の長期継続契約とする。

6 職員配置

(1) 地域こども家庭センター

地域こども家庭センターの職員体制は以下の者によって構成すること。

※ただし、アのセンター長とイの統括支援員は兼務が可能。

ア センター長 1名

イ 統括支援員 1名

ウ 母子保健ケアマネジャー（※1） 1名以上

エ 子育て支援ケアマネジャー（※2） 1名以上

※1 母子保健ケアマネジャー：医療、母子保健等に関する専門的な知識経験を有する保健師、助産師若しくは看護師又は保健師等と同等以上の知識経験を有すると市長が認める者（和光市利用者支援事業実施規則（平成27年9月30日規則第50号））

※2 子育て支援ケアマネジャー：子ども福祉、社会福祉等に関する専門的な知識経験を有し、市長が行う研修（市長が指定する埼玉県その他の機関が行う研修を含む。）を修了した社会福祉士、保育士又は保育士と同等以上の知識経験を有すると市長が認める者で、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、地域子ども・子育て支援事業を行う事業所等において1年以上の実務経験を有する者（和光市利用者支援事業実施規則（平成27年9月30日規則第50号））

(2) 地域子育て支援拠点事業の運営

地域子育て支援拠点事業の職員体制は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。

7 見積基準額

令和 9 年度における見積基準額は下記のとおりです。基準額を参考に業務に必要な経費等を見積として事業別に様式を用いて計上して下さい。なお、計上の際は、効率的な見積計上をすること。

【A 類型の場合】

地域こども家庭センター事業 22,569,000円

地域子育て支援拠点事業 13,040,000円

【B類型の場合】

地域子育て支援拠点事業 13,040,000円

※基準額については、子ども・子育て支援交付金交付要綱から算出しています。

第2 公募スケジュール等

1 プロポーザルスケジュール

内 容	スケジュール
公募要項の配布開始	令和8年1月14日（水）
施設見学会	令和8年1月17日（土） 10時～11時：南子育て世代包括支援センター 12時～13時：北子育て世代包括支援センター
質問受付期間	令和8年1月14日（水）～1月27日（火）
質問に対する回答	令和8年2月4日（水）
応募申請受付期間	令和8年1月14日（水）～2月18日（水）
企画提案書提出期間	令和8年2月6日（金）～3月13日（金）
第一次選考（書類審査）	令和8年3月上旬頃
プレゼンテーション審査	令和8年3月27日（金）
委託事業者（予定者）決定	令和8年4月上旬
委託準備期間（見込み）	令和8年5月上旬～令和9年3月末
委託契約（見込み）	令和9年4月1日

2 公募要項の配布

本公募要項及び様式等は和光市ホームページからダウンロードすることができます。公募に関する進捗、質問に対する回答及び様式等に修正があった場合は、同じページにて周知しますので、随時確認をお願いします。

<https://www.city.wako.lg.jp/kosodate/1000009/1009703/1013088.html>

ア 配布場所

和光市子どもあんしん部ネウボラ課母子保健担当

埼玉県和光市広沢1番5号 和光市役所4階

TEL 048-424-9087（直通）

イ 配布開始日

令和8年1月14日（水）午前9時から

※閉庁日及び閉庁時間を除く

3 北エリア・南エリア施設見学会

北エリア・南エリアは、それぞれ実施場所を指定しています。施設見学会を希望される場合は、下記の日程で見学会を実施いたします。希望の際は、

必ず申込みの上、参加下さい。

(1) 見学会日程 令和8年1月17日（土）

ア 10時～11時：南子育て世代包括支援センター

イ 12時～13時：北子育て世代包括支援センター

(2) 見学会申込先・申込方法

ア 見学会申込は、必ずメールでお願いいたします。

イ 電子メールの件名は「施設見学希望【団体名】」とし、下記の申込先へ「①団体名②見学に関する連絡者名③連絡者の携帯電話番号④見学者の人数⑤希望する施設名（南子育て世代包括支援センター・北子育て世代包括支援センター）」を記載してメールを送付ください。折り返し、メールを返信または電話にて、集合場所等の詳細をご連絡いたします。

【施設見学会申込先】

和光市子どもあんしん部ネウボラ課

メールアドレス：d0600@city.wako.lg.jp

ウ 申込期限は令和8年1月16日（金）午後3時までに受信したメールとします。それ以降に受信したものは受付しかねます。

エ 申し込みが全くない場合は、見学会は実施いたしませんので、ご承知おきください。

4 質問の受付及び回答

本件に係る質問は、以下のとおり受け付けます。

(1) 提出方法

公募要項等に関する質問がある場合は、「プロポーザル質問票【様式1】」に記入の上、メールで提出してください。なお、メール以外（電話、口頭など）や、【様式1】を使用しない質問、及び受付期間後の質問には回答しません。

(2) 提出先

和光市子どもあんしん部ネウボラ課

メールアドレス：d0600@city.wako.lg.jp

電子メールの件名は「プロポーザル質問【団体名】」として下さい。

(3) 質問受付期間

令和8年1月14日（水）から1月27日（火）まで

(4) 回答

受け付けた質問及びその回答は、令和8年2月4日（水）に市ホームページ上で公開します。なお、回答にあたっては質問をした団体名は公表しません。

第3 応募申請に関する事項

1 応募要件

本事業に応募することができる者は、次の要件をすべて満たす者とし
ます。共同事業体による申請の場合も参加者すべてが以下の要件を満たす
必要があります。

(1) 次のいずれかに該当する法人であること。

ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉
法人

イ 私立学校法(昭和24年法律第270号)に規定する学校法人であって幼
稚園、その他の幼児教育・保育施設の設置又は運営の実績を有するも
の。

ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年
法律第49号)等に規定する一般社団法人、一般財団法人、公益社団
法人、公益財団法人

エ 日本赤十字社法(昭和27年法律第305号)に規定する日本赤十字
社

オ 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定
する特定非営利活動法人

カ 労働者協同組合法(令和2年法律第78号)に規定する労働者協同
組合

キ 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社

(2) 施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築くことが
でき、同業他社の誹謗中傷をしない事業者であること。

(3) 児童福祉事業に熱意と見識を有し、地域こども家庭センター及び地域
子育て支援拠点事業を運営するために必要な経営基盤及び社会信望を
有し、利用者支援事業業務若しくは地域子育て支援拠点業務の受託実績
1年以上ある事業者であること。

(4) 和光市こども計画に基づく子ども・子育て支援行政について積極的に
協力できる事業者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77
号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関
係にある者でないこと。

(6) 宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。

(7) 申請書類提出時点において、和光市の契約に係る入札参加停止等の措
置要綱に基づく参加資格の停止措置を受けていない事業者であること。

(8) 直近3年分の国税及び地方税を滞納していないこと。

(9) 経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準
ずる者をいう。)が社会的信望を有すること。

(10) その他法令等に違反しない事業者であること。

(11) 緊急な対処を要する事態が発生した場合、迅速(1時間以内)に対応
できる場所に、本社又は事業所等を有すること。

(12) 個人による応募ではないこと。

2 応募申請の受付

本プロポーザルに応募を希望する事業者（以下「応募事業者」という。）は、以下に基づき、申請を行って下さい。

(1) 受付期間

令和8年1月14日（水）午前9時から
令和8年2月18日（水）午後5時まで
※閉庁日及び閉庁時間を除く。

(2) 受付場所

和光市子どもあんしん部ネウボラ課 母子保健担当
和光市広沢1番5号 和光市役所4階
TEL 048-424-9087（直通）
Eメール d0600@city.wako.lg.jp

(3) 提出方法

必ず提出場所に持参してください。郵送された提出物は受け付けないものとします。必ず事前に担当まで電話連絡の上、持参してください。

(4) 応募申請に関する提出書類

応募の際に必要なとする提出書類は以下のとおりです。

- ア プロポーザル応募申請書【様式2】
 - イ （共同事業体での応募の場合）共同事業体協定書兼委任状【様式3】
 - ウ 団体（会社）概要書【様式4】
 - エ 類似業務実績調書【様式5】
 - オ 役員名簿【様式6】
 - カ 暴力団排除に関する誓約書（参考様式）
 - キ 団体の設立趣旨、組織及び運営に関する事項のかわる書類（各団体作成の外部向けパンフレット等）
 - ク 法人の登記謄本又は登記事項証明書
 - ケ 法人の印鑑証書
 - コ 直近の法人税、法人市町村民税及び法人都道府県民税の納税証明書（事業所が複数ある場合は、応募者の事業者に係るもの）
 - サ 直近の3年分の決算書及び事業報告書
- ※様式番号がない場合は様式自由です。

3 企画提案書等の受付

応募事業者は、上記2(4)応募申請に関する提出書類の他、以下の(4)に掲げる企画提案に関する提出書類を持参により提出してください。

(1) 受付期間

令和8年2月 6日（金）午前9時から
令和8年3月13日（金）午後5時まで
※閉庁日及び閉庁時間を除く。応募申請の受付期間と違いますのでご注意ください。

(2) 受付場所

応募申請書類の受付場所と同様です。

(3) 提出方法

応募申請書類の提出方法と同様です。

(4) 企画提案に関する提出書類

ア 企画提案書【様式自由】

表紙については様式を用意しています【様式 7】他ご提案について様式はありません。ただし、企画提案書中に、事業実施場所の平面図またはレイアウト図など実施場所のイメージがわかるものを提出ください。

イ 契約期間中の事業年度ごとの配置予定者調書【様式 8】

エ 契約期間中の事業年度ごとの見積書【様式 9】

オ 個人情報管理体制確認表【様式 10】

(5) 企画提案にあたっての考え方

A 類型で参加申込みをする場合は「和光市地域こども家庭センター・地域子育て支援拠点事業運営業務仕様書」を、B 類型で参加する場合「和光市地域子育て支援拠点事業運営業務仕様書」をよくお読みいただき、事業内容をご提案ください。

4 応募申請及び企画提案に関する共通事項

(1) 書類の提出部数

上記書類は、正本各 1 部、副本 16 部を提出して下さい。

(2) 提出書類の綴り方

書類は原則 A 4 サイズで、横書き左綴じとします。上記提出書類の順（応募のア～シ、企画提案のア～オ）に、通しの頁番号をふって下さい。企画提案書のページ数の制限はありませんが、提案内容がわかるよう簡潔明瞭なものとして下さい。

(3) 提出された書類等の取扱い

ア 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 提出された応募申請及び企画提案に関するすべての書類は返却しません。

ウ 企画提案書等の著作権は、委託事業者が決定するまでの間は応募事業者に帰属するものとします。

エ 市は、提出書類を和光市情報公開条例（平成 12 年条例第 48 号）による公文書として取り扱い、同条例による開示請求があった場合は、個人のプライバシーや企業秘密などの不開示情報に該当する部分を除き、開示するものとします。

オ 提出書類は、応募書類及び企画提案に関する書類の締切がすぎた後は、一切修正は応じません。

第 4 審査及び選定に関する事項

1 選定方法

本業務の選定は、知識経験を有する者及び市職員による選定委員会を設置し、当該選定委員会の審査によるものとします。

(1) 第一次審査（書類審査）

公募に関する書類から応募事業者の適格性（参加資格）を審査します。

審査日程：令和８年３月上旬を予定しています。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

第一次審査後、提出された企画提案書に基づき、特に重視する点や強調する点等の説明を行ってください。第二次審査の詳細は、第一次審査通過者へ対して御案内します。

審査日程：令和８年３月２７日（金）

2 応募事業者の失格

応募事業者（共同事業体を含む）が以下のいずれかに該当した場合は、失格とします。

ア 応募要件に該当しない場合

イ 選定を行う選定委員会の委員が経営及び運営に直接関与している場合

ウ 応募に関して、応募事業者の不正な行為が明らかになった場合。

3 選定の基準

別紙３に定める選定の基準に基づき目に基づき、公正かつ適正に審査し、選定します。

4 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募事業者に通知すると同時に、市のホームページで公表します。公表結果は、応募団体数、事業者名、選定方法、選定委員会委員、審査基準、審査結果（応募団体の得点）及び選定された団体の提案内容等となります。

第５ 委託契約に関する事項

本プロポーザルに係る選定委員会の選定結果報告を受け、市長は委託事業候補者を決定します。

契約までの間、市と委託事業候補者と覚書を締結し、契約にむけて協議を行います。

第６ その他

1 業務を実施するにあたっての留意事項

(1) 関係法令等の遵守

業務の実施に当たっては、「児童の権利に関する条約」の趣旨を理解し、

こども基本法(令和4年法律第77号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)等を遵守することとします。

また、地方自治法(昭和22年法律第67号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、和光市情報公開条例(平成12年条例第48号)、和光市行政手続条例(平成10年条例第3号)など、公の業務を運営するにあたり遵守すべき関係法令にも熟知することとします。

(2) 業務の再委託の禁止

委託事業者は、事業に係る業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、業務を円滑に遂行するにあたり、あらかじめ市が認めた場合はこの限りではありません。

2 委託業務が困難になった場合の措置

(1) 委託事業者の責めに帰すべき事由による場合

委託者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合、また、事業者におけるハラスメント行為等により当該事象事業者の利用者が不利益を被る事項の発生、又は市の計画や方針から逸脱した事業展開を認めた場合は、市長は委託契約の取消しができるものとします。その場合、市に生じた損害は、委託事業者が賠償するものとします。

(2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力その他、市及び受託者いずれの責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について両方で協議を行うものとします。協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合、市長はその業務委託契約を取り消すことができるものとします。

3 予算が成立しなかった場合の措置

本事業は、令和9年度当初予算の成立を前提として実施するものです。そのため、令和9年度当初予算が成立しなかった場合及び、契約までの期間に委託事業者と契約することが著しく不相当と認められる事態が生じたときは、同プロポーザルに係る費用の負担を含め市は責任を負いません。

4 業務の引継ぎ

本プロポーザルにより決定した委託事業候補者次期委託事業者候補とは、令和9年度からの業務開始に向けて、随時協議や業務引継ぎを行っていきます。なお、その経費は委託事業候補者の負担とします。

また第1、5に掲げる契約期間の終了もしくは契約の取消しにより次期委託事業者に業務を引き継ぐ場合は、円滑に業務を遂行できるように引継ぎを行わなければなりません。また、市又は次期委託事業者より業務の引継ぎを行うための視察研修の申出があったときは、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければなりません。

5 職員の雇用について

現行の委託事業者以外の団体が委託事業者となる場合にあっては、現行の委託事業者である団体が当該委託事業に係る業務を行う者として雇用している職員のうち、引き続き現状による勤務を希望する者に対しては、誠意をもって勤務条件を整備し可能な限り雇用することを原則とします。

6 問合せ先

和光市子どもあんしん部ネウボラ課 母子保健担当

TEL 048-424-9087

Eメール : d0600@city.wako.lg.jp

提出書類・書式一覧

1 質問に関する書式

ア プロポーザル質問票【様式 1】

2 公募に関する書類

ア プロポーザル応募申請書【様式 2】

イ （共同事業体での応募の場合）共同事業体協定書兼委任状【様式 3】

ウ 団体（会社）概要書【様式 4】

エ 類似業務実績調書【様式 5】

オ 役員名簿【様式 6】

カ 暴力団排除に関する誓約書（参考様式）

キ 団体の設立趣旨、組織及び運営に関する事項のかわる書類（各団体作成の外部向けパンフレット等）

ク 法人の登記謄本又は登記事項証明書

ケ 法人の印鑑証書

コ 直近の法人税、法人市町村民税及び法人都道府県民税の納税証明書（事業所が複数ある場合は、応募者の事業者に係るもの）

サ 直近の 3 年分の決算書及び事業報告書

3 企画提案に関する書式

ア 企画提案書表紙【様式 7】

イ 契約期間中の事業年度ごと配置予定者調書【様式 8】

ウ 契約期間中の事業年度ごと事業年度の見積書【様式 9】

エ 個人情報管理体制確認表【様式 10】